

原議保存期間	5年（平成32年3月31日まで）
有効期間	一種（平成32年3月31日まで）

各都道府県(方面)公安委員会委員長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙備企発第108号、丙人発第455号
平成26年12月8日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則の制定について(通達)
このたび、警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則（平成26年国家公安委員会規則第12号）が別添のとおり制定され、本日公布され、本年12月10日から施行されることとなった。

この規則の制定の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）の適正な運用を図るため、警察庁長官並びに警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対し、特定秘密の保護の実施の状況等について、国家公安委員会及び都道府県公安委員会に対する報告を義務付けることとされたものである。

2 規則の内容及び運用上の留意事項

(1) 目的（第1条関係）

第1条は、この規則の目的が、警察における法の適正な運用を確保するため、警察庁長官による特定秘密の指定等の状況の報告その他の必要な事項を定めることを明らかにしたものである。

(2) 指定及び解除の状況の報告（第2条関係）

第2条は、警察庁長官が、特定秘密の指定等の状況について、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回報告しなければならないことを規定したものである。

警察庁長官は、指定をした特定秘密の件数、指定の有効期間の延長をした件数及び指定を解除した件数その他の必要な事項を報告するものとする。

(3) 保護措置の実施の状況の報告（第3条関係）

第3条は、警察庁長官は警察庁及び都道府県警察（以下「警察庁等」という。）における特定秘密の保護措置の実施状況について、警察本部長は当該都道府県警察における特定秘密の保護措置の実施の状況について、それぞれ、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回報告しなければならないことを規定す

るものである。

警察庁長官は、特定秘密である、又は特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。以下同じ。）を廃棄した件数及び警察庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年警察庁訓令第8号）第39条及び第44条に規定する検査の結果その他の必要な事項を報告するものとする。

警察本部長は、特定秘密である、又は特定秘密であった情報を記録する当該都道府県警察における行政文書ファイル等に相当するものを廃棄した件数、特定秘密の保護に関する要綱（平成26年12月8日付け乙備発第17号等別添2）第33に規定する検査の結果その他の必要な事項を報告するものとする。

(4) その他措置の実施の状況の報告（第4条関係）

第4条は、第2条及び第3条に定めるもののほか、警察庁長官は警察庁等の適性評価等の状況について、警察本部長は当該都道府県警察の適性評価等の状況について、それぞれ、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に対し、報告しなければならないことを規定するものである。

警察庁長官及び警察本部長は、適性評価に関し、その実施した件数、評価対象者がその実施について同意をしなかった件数、苦情の件数及び改善事例を報告するほか、特定秘密の提供の状況その他の必要な事項を報告するものとする。

(5) 臨時の報告（第5条関係）

第5条は、国家公安委員会又は都道府県公安委員会から、第2条から第4条までに規定する状況について報告を求められたときは、警察庁長官又は警察本部長は、速やかに、当該状況について報告しなければならないことを規定するものである。

3 その他の留意事項

報告に係る事務を行うに当たっては、不必要な者に取り扱わせないなど、特定秘密の保全にも十分留意すること。

○国家公安委員会規則第十二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月八日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、警察における特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号、以下「法」という。）の適正な運用を確保するため、警察庁長官（以下「長官」という。）による特定秘密（法第三条第一項の特定秘密をいう。以下同じ。）の指定及び解除の状況の報告その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（指定及び解除の状況の報告）

第二条 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁における特定秘密の指定及び解除の状況を報告するものとする。

（保護措置の実施の状況の報告）

第三条 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁及び都道府県警察（以下「警察庁等」という。）における特定秘密の保護措置の実施の状況を報告するものとする。

2 警視總監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、当該都道府県警察における特定秘密の保護措置の実施の状況を報告するものとする。

（その他の措置の実施の状況の報告）

第四条 第二条及び前条第一項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁等における適性評価（法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。以下同じ。）その他法及び特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号（以下「法令」という。））の規定により長官及び警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況を報告するものとする。

2 前条第二項に定めるもののほか、警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、当該都道府県警察における適性評価その他法令の規定により警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況を報告するものとする。

(臨時の報告)

第五条 第二条、第三条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会から、警察庁における特定秘密の指定及び解除の状況、警察庁等における特定秘密の保護措置の実施の状況又は警察庁等における適性評価その他法令の規定により長官及び警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

2 第三条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会から、当該都道府県警察における特定秘密の保護措置の実施の状況又は適性評価その他法令の規定により警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

附 則

この規則は、法の施行の日(平成二十六年十二月十日)から施行する。